

総合口座取引規定

第1条（総合口座取引）

1. 次の取引は、総合口座取引（以下「この取引」といいます。）として利用するものとします。
 - (1) 普通預金
 - (2) スーパー定期、大口定期（以下これらを「定期預金」といいます。積立式定期預金口座に預け入れられる個別のスーパー定期を含みます。）
 - (3) 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
2. 前項第1号および第2号の各取引については、本規定の定めによるほか当行の当該各取引の規定により取り扱います。

第2条（当座貸越）

1. 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
2. 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
3. 貸越金利息の貸越元金への組入れについては、カードローン取引がある場合を除き、前項にかかわらずこの取引の定期預金の合計額または334万円のうちいずれか少ない金額を極度額として取り扱います。
4. 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第4条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
5. 次のお客さまは当座貸越をご利用いただけません。
 - (1) 当座貸越のご利用停止のお申出をされているお客さま
 - (2) 満18歳未満のお客さま
 - (3) 普通預金口座開設時の年齢が満18歳未満で、満18歳に達して以降、当座貸越の利用申出をされていないお客さま

第3条（貸越金の担保）

1. この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
2. この取引に定期預金があるときは、第4条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金がある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
3. (1) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前二項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - (2) 前号の場合、貸越金が増加し限度額を超えることとなるときは、直ちに新限度額を超える金額を支払ってください。この支払があるまでの前号の（仮）差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

第4条（貸越金利息等）

1. (1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日

として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、前条に従い担保となっている定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率とします。なお、貸越金の利息は、イオン銀行ダイレクトの照会取引により確認してください。

- (2) 前号の組入れにより貸越金が極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
 - (3) この取引の定期預金の全額の解約により定期預金の残高が0円となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
2. 定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
 3. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

第5条（即時支払等）

1. 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - (2) 相続の開始があったとき
 - (3) 前条第1項第2号により極度額をこえたまま6カ月を経過したとき
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
2. 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - (1) 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - (2) その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. 前二項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

第6条（差引計算等）

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取り扱うことができるものとします。
 - (1) この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - (2) 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
2. 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

第7条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

第8条（規定の変更）

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に

照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上
(2022.4.1 現在)